

## 鶴ヶ島市障害者団体等自発的活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項及び地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による地域生活支援事業実施要綱に基づき、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障害者等やその家族、地域住民等により自発的に行う活動を支援するために、障害者団体又は障害者支援団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「障害者団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体であって、市長が認めたものをいう。

(1) 市内に事務所を有し、規約等の定めがあり、代表者が定められていること。

(2) 市内に住所を有する障害者等やその家族及び会の目的に賛同するものをもって組織され、構成員がおおむね5人以上であること。

(3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。

2 この告示において「障害者支援団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体であって、市長が認めたものをいう。

(1) 市内に事務所を有し、規約等の定めがあり、代表者が定められていること。

(2) 市内に住所を有する障害者等に対して、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために支援することを目的に賛同するものをもって組織され、構成員がおおむね5人以上であること。

(3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号の鶴ヶ島市障害者団体等自発的活動費補助金交付申請書とおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第6条第1項の決定通知書の様式は、様式第2号の鶴ヶ島市障害者団体等自発的活動費補助金交付決定通知書とおりとする。

(実績報告書の様式等)

第6条 規則第9条の報告書の様式は、様式第3号の鶴ヶ島市障害者団体等自発的活動費事業実績報告書とおりとし、当該補助事業の終了後1か月以内に市長に提出するものとする。

(交付確定通知書の様式)

第7条 交付確定通知書の様式は、様式第4号の鶴ヶ島市障害者団体等自発的活動費補助金交付確定通知書とおりとする。

(状況報告)

第8条 補助金の交付を受けたものは、市長の求めがあったときは、補助事業の遂行の状況について、当該求めに係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助額
<p>(1) 障害者に対する理解を深めるための研修・講演等</p> <p>ア 教室等開催</p> <p>障害特性(精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など)を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に応じた福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。</p> <p>イ 事業所訪問</p> <p>地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。</p> <p>(2) ピアサポート</p> <p>障害者等やその家族が互いに悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動を支援する。</p> <p>(3) 災害対策</p> <p>障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。</p> <p>(4) 孤立防止活動支援</p> <p>地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を支援する。</p> <p>(5) 社会活動支援</p> <p>障害者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア)の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。</p> <p>(6) ボランティア活動支援</p> <p>障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。</p>	<p>事業に要する経費の全部又は一部について、予算の範囲内で市長が認めた額を補助するものとする。</p>

(7) その他

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるために有効な形式により支援する。

注意

- 1 特定のもののみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるように努めること。
- 2 特別に招く講師等を除く、各活動に参加する障害者等の食料費や交通費等、本人が負担すべき参加に要する経費は、対象外とする。